

奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第17号

奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準等に関する条例（令和7年2月条例第32号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、奈良県広域水道企業団の企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料表)

第2条 職員に適用する給料表は、別表第1のとおりとする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとする。

3 前項の規定により分類される職務の内容は、別表第2のとおりとする。

(職員の初任給の決定等)

第3条 職員の職務の級は、別表第2及び企業長が定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、企業長が定める基準に従い決定する。

3 職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、企業長が定めるところにより決定する。

4 職員の昇給は、企業長が定める日に、同日前において企業長が定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として企業長が定める基準に従い決定するものとする。

6 次の各号に掲げる職員に関する第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて企業長が定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) その属する職務の級が8級以上である職員

- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、企業長が定める。
- 10 第2項から第9項までの規定は、奈良県広域水道企業団の職員の定年等に関する条例（令和7年2月条例第20号。以下「定年条例」という。）第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）には適用しない。
- 11 前各項に規定するもののほか、職員の初任給の決定、職務の級の決定、昇格、昇給等に関し必要な事項は、奈良県広域水道企業団職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（令和7年3月企業管理規程第19号）に定める。

（給料の支給方法）

第4条 給料は、月の1日から末日までの期間について、月1回にその全額を支給する。

- 2 給料の支給日その他の給料の支給に関し必要な事項は、奈良県広域水道企業団職員の給料等の支給に関する規程（令和7年3月企業管理規程第18号）に定める。

第5条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、前条第1項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から奈良県広域水道企業団就業規則（令和7年3月規則第10号。以下「就業規則」という。）第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに就業規則第3条第3項及び就業規則第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（管理職手当）

第6条 条例第4条第1項の企業長が指定する職は、別表第3に掲げる職とする。

2 前項に規定する職にある職員に支給する管理職手当の額は、当該職員の属する職務の級及び当該職員が占める職に係る別表第3に掲げる区分欄の区分に応じ、別表第4の管理職手当額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に就業規則第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項又は第5項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額））とする。

3 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第34条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、管理職手当は支給しない。

（初任給調整手当）

第7条 初任給調整手当に関し必要な事項は、企業長が定める。

（扶養手当）

第8条 条例第6条第1項の企業長が定める職員は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものとする。

2 扶養手当の月額は、条例第6条第2項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（その職務の級が8級である職員にあつては、3,500円）とする。

3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

4 前3項に規定するもののほか、扶養手当に関し必要な事項は、奈良県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（令和7年3月企業管理規程第21号）に定める。

（地域手当）

第9条 条例第7条の企業長が定める地域は、別表第5に定める地域とする。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、別表第5に掲げる区分に応じて、同表に定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。第23条第3項及び第4項、第26条第2項並びに第29条に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

(住居手当)

第10条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 条例第8条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1の額が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 条例第8条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

- 2 前項に規定するもののほか、住居手当に関し必要な事項は、奈良県広域水道企業団職員の住居手当に関する規程（令和7年3月企業管理規程第22号）に定める。

(通勤手当)

第11条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第9条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、企業長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第3項において「運賃等相当額」という。）

(2) 条例第9条第2号に掲げる職員 片道の使用距離に応じ、支給単位期間につき、自動車を使用する職員にあっては37,500円を、自転車等を使用する職員にあっては10,500円を超えない範囲内において企業長が定める額（自動車を使用する職員で自動車の駐車のための施設（企業長

が定めるものに限る。)を併せて利用しているもの(企業長が定めるものに限る。)にあつては、当該額に3,000円を超えない範囲内において企業長が定める額を加算した額(条例第11条の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して企業長が定める職員に限る。)にあつては、その額から、その額に企業長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 条例第9条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車又は自転車等の使用距離等の事情を考慮して企業長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

2 条例第9条第1号又は第3号に掲げる職員のうち、企業長が定める基準に照らして、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。)を利用しなければ通勤することが困難である職員で、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、企業長の定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(次項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第1項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の企業長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して企業長が定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間

として6月を超えない範囲内で1月を単位として企業長が定める期間（自動車又は自転車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

- 6 前各項に規定するもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、奈良県広域水道企業団職員の通勤手当に関する規程（令和7年3月企業管理規程第23号）に定める。

（単身赴任手当）

第12条 単身赴任手当の月額は、30,000円（企業長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が企業長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて企業長が定める額を加算した額）とする。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他条例第10条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業長が定める職員には、同条及び前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当に関し必要な事項は、奈良県広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（令和7年3月企業管理規程第24号）に定める。

（在宅勤務等手当）

第13条 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

- 2 前項に規定するもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、奈良県広域水道企業団職員の在宅勤務等手当に関する規程（令和7年3月企業管理規程第25号）に定める。

（特殊勤務手当）

第14条 条例第11条に規定する特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高所作業手当
- (2) 用地取得等交渉業務手当
- (3) 管路保守作業手当
- (4) 坑内作業手当
- (5) 毒物又は劇物取扱作業手当
- (6) 災害応急等作業手当

- 2 高所作業手当は、地上、水面上又は床面上おおむね10メートル以上の足場の不安定な箇所で工事、測量、調査又は保守点検の作業に従事した職員に対し、従事した日1日につき370円を支給する。
- 3 用地取得等交渉業務手当は、庁舎外において次の各号に掲げる業務に従事した職員に対し、従事した日1日につき当該各号に掲げる額（当該業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）、条例第13条に規定する週休日又は条例第14条に規定する休日等若しくは同条に規定する休日等に準ずるものとして企業長が定める日において行われた場合にあっては、当該額に300円を加算した額）を支給する。
  - (1) 用地の取得のための交渉業務 800円
  - (2) 企業長が管理する土地の境界確定のための交渉のうち困難な業務 300円
- 4 管路保守作業手当は、次の各号に掲げる作業に従事した職員に対し、従事した日1日につき当該各号に定める額を支給する。
  - (1) 送水管等の弁及び電気防食設備の点検、修理又は操作の作業 370円
  - (2) 水道施設の故障等により退庁後に出勤を命ぜられ行う作業 670円
- 5 坑内作業手当は、次の各号に掲げる作業に従事した職員に対し、従事した日1日につき当該各号に掲げる額を支給する。
  - (1) 管渠内又は掘削中のトンネル坑内における測量、調査又は監督の作業 370円
  - (2) 圧気工法による圧搾空気内における前号に規定する作業 530円
- 6 毒物又は劇物取扱作業手当は、試験、研究、検査又は浄水業務のため毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物又は劇物を取り扱う作業に従事した職員に対し、従事した日1日につき300円を支給する。
- 7 災害応急等作業手当は、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、企業長が管理する水道施設又はその周辺において行う巡回監視又は応急作業の業務に従事した職員に対し、勤務1回につき730円（当該作業が日没時から日出時までの間において行われた場合にあっては、当該額に、当該額の100分の50に相当する額を加算した額）を支給する。ただし、午前8時30分以後翌日の午前8時30分前の間において2回以上作業に従事した場合は、本文の規定の適用については勤務1回とする。

（重複支給の禁止）

第15条 前条第2項の規定による高所作業手当が支給される日については、

同条第5項の規定による坑内作業手当は支給しない。ただし、本文の規定により支給されないこととなる坑内作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、坑内作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

(時間外勤務手当)

第16条 時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(条例第14条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。

次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、就業規則第5条の規定により、あらかじめ就業規則第3条第2項から第4項まで又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員に係る時間外勤務手当の額は、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(企業長が定める時間を除く。以下この条において「第3項超過勤務時間」という。)に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

4 定年前再任用短時間勤務職員が、就業規則第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて勤務した勤務のうち、その勤務の時間(企業長が定める時間を除く。)と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定による額の時間外勤務手当は、支給しない。

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(就業規則第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに就業規則第3条第3項及び就業規則第5条第2項において読

み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち企業長が定めるものを除く。)の時間(以下この条において「第1項超過勤務時間」という。)と第3項超過勤務時間との合計が、1月について60時間を超えた職員に係る時間外勤務手当の額は、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項、第3項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 第1項超過勤務時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)

(2) 第3項超過勤務時間 100分の50

6 就業規則第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1) 第1項超過勤務時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) 第3項超過勤務時間 100分の25

7 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

8 第4項に規定する38時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について第5項及び第6項の規定の適用がある場合における当該時間に対する同項の規定の適用については、同項第2号中「100分の25」とあるのは、「100分の50」とする。

第17条 条例第13条第2項並びに前条第3項及び第4項の企業長が定める時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、当該時間には、週休日の振替等(就業規則第5条の規定による週休日の振替等をいう。以下この条において同じ。)により勤務時間が変更されたため、就業規則第2条第1項又

は第5項の規定に基づく勤務時間（休日等（就業規則第10条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日（就業規則第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該祝日法による休日又は年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては当該祝日法による休日又は年末年始の休日に代わる代休日）をいう。以下この条において同じ。）に勤務を命ぜられ、条例第14条に規定する休日勤務手当（以下「休日勤務手当」という。）が支給されることとなる時間を除く。）の1週間当たりの時間数が38時間45分を超えることとなった場合の当該超えることとなった時間数に相当する時間は含まないものとする。

(1) 休日等が属する週において、職員が休日等に勤務を命ぜられ、休日勤務手当が支給されることとなるときに、当該週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られた場合における次に掲げる時間

ア 当該週の勤務時間が38時間45分に当該休日等に勤務した時間を加えた時間以下になるときの割振り変更前の正規の勤務時間（第20条第3項及び第4項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）を超えて勤務した時間

イ 当該週の勤務時間が38時間45分に当該休日等に勤務した時間を加えた時間を超えるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、当該休日等に勤務した時間数に相当する時間。ただし、交替制等勤務職員（就業規則第3条第3項及び第4項並びに第5条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを別に定められている職員をいう。以下この条において同じ。）について、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分を超える場合においては、38時間45分に当該休日等に勤務した時間を加えて得た時間から割振り変更前の正規の勤務時間を減じて得た時間数に相当する時間とし、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分に満たない場合においては、当該休日等に勤務した時間に次号イに該当する時間を加えて得た時間数に相当する時間

(2) 交替制等勤務職員について、38時間45分に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られた場合における次に掲げる時間。ただし前号イに該当する場合を除く。

ア 当該週の勤務時間が38時間45分以下になるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間

イ 当該週の勤務時間が38時間45分を超えるときの割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち38時間45分から当該

割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

2 特別の事情により、前項の規定によることができない場合又は前項の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、企業長は別の取扱いをすることができる。

(休日勤務手当)

第18条 条例第14条前段の企業長が定める日は、週休日に当たる同条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等（就業規則第8条第1項に規定する勤務日等をいう。以下この条において同じ。）（当該勤務日等が条例第14条に規定する休日等、就業規則第8条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は次項の企業長が指定する日（以下この条において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、必要があると企業長が認める場合にあっては、別に定める日とする。

2 条例第14条後段の企業長が定める日は、国の行事の行われる日で企業長が指定する日とする。

第19条 休日勤務手当の額は、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135（企業長が特に必要と認める勤務にあっては、100分の150）を乗じて得た額とする。

(夜間勤務手当)

第20条 夜間勤務手当の額は、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(宿日直手当)

第21条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 就業規則第7条第1項第1号の勤務 4, 400円

(2) 就業規則第7条第1項第2号の勤務 6, 100円

(管理職員特別勤務手当)

第22条 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（条例第17条第1項又は第2項の規定による勤務に従事する時間が6時間を超える勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 条例第17条第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、当該勤務に従事する管理職員（別表第3に規定する職を占める職員をいう。以下同

じ。)の占める職に係る同表に掲げる職について定められた区分(同表備考の規定により当該職に対応する区分欄の区分により一段高い区分又は一段低い区分とされている場合は、当該区分)に応じ、それぞれ別表第6に定める額

(2) 条例第17条第2項に規定する場合 同項の勤務1回につき、当該勤務に従事する管理職員の占める職に係る別表第3に掲げる職について定められた区分(同表備考の規定により当該職に対応する区分欄の区分により一段高い区分又は一段低い区分とされている場合は、当該区分)に応じ、それぞれ別表第7に定める額

(期末手当)

第23条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(企業長が定める職員に限る。第26条第1項各号において「特定幹部職員」という。))にあつては、100分の105)を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条から第26条までにおいて同じ。)以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

3 第1項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して企業長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で企業長が定める割合を乗じて得た額(企業長が定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で企業長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第1項

の期末手当基礎額とする。

5 第1項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、企業長が定める。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、条例第18条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日

から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第25条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下この条において「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を

奈良県広域水道企業団公報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

- 4 一時差止処分を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、企業長が定める。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に企業長が定める割合を乗じて得た額に、企業長が定める額を加算した額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 条例第19条に規定する職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する

地域手当の月額合計額を加算した額に、100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 条例第19条に規定する職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

2 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。

3 第23条第4項の規定は、第1項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第26条第2項」と読み替えるものとする。

4 前2条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「条例第18条」とあるのは「条例第19条」と読み替えるものとする。

（災害派遣手当）

第27条 災害派遣手当の額は、滞在した日1日につき、別表第8に掲げる企業団の区域に滞在する期間及び利用施設の区分に応じ、同表に定める額とする。

（退職手当）

第28条 退職手当に関し必要な事項は、奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（令和7年3月企業管理規程第27号）に定める。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第29条 勤務1時間当たりの給与額は、給料、初任給調整手当、地域手当及び在宅勤務等手当の月額合計額に12を乗じ、その額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日当たりの勤務時間に4月1日から翌年の3月31日までの間における就業規則第10条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び同条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の勤務時間数の計算等）

第30条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の勤務時間数の計算並びに勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料及び在宅勤務等手当の月額並びに1日当たりの勤務時間については、次条条第1項から第3項までの規定を準用する。

（給与の減額）

第31条 条例第22条に規定する給与の減額を行う時間数は、その給与期間

の全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

- 2 給与の減額を行う場合における第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、職員が本来受けるべき給料の月額とする。
- 3 給与の減額を行う場合における第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる1日当たりの勤務時間は、就業規則第2条各項の規定により定められた当該職員の勤務時間を5で除して得た時間とする。
- 4 減額すべき給与額は、その減額すべき理由の生じた給与期間の分を次の給与期間以降の給料、初任給調整手当、地域手当及び在宅勤務等手当（以下この項において「給料等」という。）から差し引くものとする。ただし、退職、休職、停職又は専従許可の場合において減額すべき給与額が給料等から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。
- 5 条例第22条第1項のその勤務しないことにつき特に承認のあった場合は、奈良県広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（令和7年2月条例第24号）の規定により職務に専念する義務を免除される場合であって、その都度必要と認める期間とする。ただし、企業長が特に必要と認めたものにあつては、この限りでない。

第32条 前条第1項から第4項までの規定は、奈良県広域水道企業団職員の修学部分休業に関する条例（令和7年2月条例第28号）第3条に規定する給与の減額について準用する。この場合において、前条第2項及び第3項の規定中「第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる」とあるのは「奈良県広域水道企業団職員の修学部分休業に関する条例（令和7年2月条例第28号）第3条に規定する」と読み替えるものとする。

第33条 第31条第1項から第4項までの規定は、奈良県広域水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例（令和7年2月条例第29号）第3条に規定する給与の減額について準用する。この場合において、第31条第2項及び第3項の規定中「第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる」とあるのは「奈良県広域水道企業団職員の高齢者部分休業に関する条例（令和7年2月条例第29号）3条に規定する」と読み替えるものとする。

（休職者の給与）

第34条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾

病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、当該職員に給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、休職の期間が満2年に達するまでは、当該職員に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、当該職員に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由又は奈良県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（令和7年2月条例第21号）第2条の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、当該職員に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 前各項に定める給与を除くほか、休職中の職員には、いかなる給与も支給しない。

6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で条例第18条に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、企業長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、企業長が定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、第24条中「条例第18条」とあるのは、「第34条第6項」と読み替えるものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料）

第35条 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、就業規則第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項又は第5項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（その他）

第36条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。  
(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)
- 2 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第4項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数があるときは当該端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは当該端数を100円に切り上げるものとする。)とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員
  - (3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 4 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第6項において「異動日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数があるときは当該端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは当該端数を100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(企業長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長の定めるところにより、附則第4項及び第5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、企業長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第23条第4項（第26条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。  
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 10 令和8年3月31日までの間における第8条の規定の適用については、同条第2項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第6条第2項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

別表第1 (第2条関係)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			

45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				

	93	258,100	299,200	348,400						
	94		299,400	348,800						
	95		299,700	349,200						
	96		300,100	349,500						
	97		300,300	349,800						
	98		300,600	350,200						
	99		301,000	350,600						
	100		301,400	351,000						
	101		301,600	351,500						
	102		301,900	351,900						
	103		302,200	352,300						
	104		302,500	352,700						
	105		302,700	353,200						
	106		303,000	353,600						
	107		303,300	353,900						
	108		303,600	354,200						
	109		303,800	354,700						
	110		304,200							
	111		304,600							
	112		304,900							
	113		305,100							
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

別表第2（第2条関係）

職務の級	基準となる職務
1級	主事の職務
2級	主任主事の職務
3級	主査の職務
4級	係長、調整員又は主任主査の職務
5級	1 課長補佐又は主任調整員の職務 2 広域水道センターの場長、課長又は課主幹の職務 3 水質管理センターの課長の職務 4 4種市町村事務所の所長の職務 5 3種市町村事務所の次長の職務 6 2種市町村事務所の参事の職務 7 1種市町村事務所の主幹又は場長補佐の職務 8 副主幹の職務 9 副主任の職務
6級	1 本部の参事又は主幹の職務 2 広域水道センターの所長又は次長の職務 3 水質管理センターの所長の職務 4 3種市町村事務所の所長の職務 5 2種市町村事務所の次長又は課長の職務 6 1種市町村事務所の課長又は参事の職務
7級	1 本部の課長の職務 2 2種市町村事務所の所長の職務 3 1種市町村事務所の次長の職務
8級	1 本部の部長又は部理事の職務 2 1種市町村事務所の所長の職務
9級	事務局長の職務

備考 この表において「本部」とは、総務部及び事業部をいい、「1種市町村事務所」とは、大和高田事務所、大和郡山事務所、天理事務所、橿原事務所、生駒事務所、桜井事務所及び香芝事務所をいい、「2種市町村事務所」とは、五條事務所、御所事務所、宇陀事務所及び磯城事務所をいい、「3種市町村事務所」とは、平群事務所、三郷事務所、斑鳩事務所、王寺事務所、広陵事務所、河合事務所、上牧事務所及び大淀事務所をいい、「4種市町村事務所」とは、1種市町村事務所、2種市町村事務所及び3種市町村事務所以外の市町村事務所をいう。（別表第3において同じ。）

別表第3（第6条、第22条関係）

組織	職	区分
事務局	事務局長	1種
本部	部長又は部理事	2種
	課長又は参事	3種
	主幹	4種
広域水道センター	所長	3種
	次長又は場長	4種
	課長又は課主幹	5種
水質管理センター	所長	4種
	課長	5種
1種市町村事務所	所長	2種
	次長又は課長	3種
	参事又は主幹	4種
2種市町村事務所	所長又は次長	3種
	課長又は参事	4種
3種市町村事務所	所長	4種
	次長	5種
4種市町村事務所	所長	4種

別表第4（第6条関係）

職務の級	区分	管理職手当額
9級	1種	128,900円
8級	2種	103,700円
7級	3種	80,100円
6級	3種	76,700円
	4種	68,100円
5級	4種	56,500円
	5種	48,400円

別表第5（第9条関係）

区分	支給地域	支給割合
1級地	奈良市 大和郡山市	100分の7.1
2級地	大和高田市 天理市 橿原市 生駒市 香芝市 生駒郡平群町 生駒郡三郷町 生駒郡斑鳩町 生駒郡安堵町 北葛城郡 上牧町 北葛城郡王寺町 北葛城郡広陵 町 北葛城郡河合町	100分の6.1
3級地	桜井市 五條市 御所市 宇陀市 磯城 郡川西町 磯城郡三宅町 磯城郡田原本 町 高市郡高取町 高市郡明日香村 吉 野郡吉野町 吉野郡大淀町 吉野郡下市 町	100分の5.1

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてこれらの名称を有する市又は町の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第6（第22条関係）

区分	管理職員特別勤務手当額
1種	12,000円
2種	10,000円
3種	
4種	8,000円
5種	7,000円

別表第7（第22条関係）

区分	管理職員特別勤務手当額
1種	6,000円
2種	5,000円
3種	
4種	4,000円
5種	3,500円

別表第8（第27条関係）

利用施設の区分 企業団の区域に 滞在する期間	公用の施設又は これに準ずる施設	その他の施設
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考

- 1 「企業団の区域に滞在する期間」とは、職員が企業団の区域内に到着した日から同区域を出発する日の前日までの期間をいう。
- 2 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業のための施設以外の施設をいう。